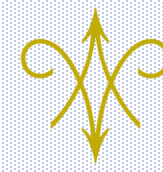


学校法人湘南学園 ハラスメント防止等委員会のしくみ



学校法人湘南学園
ハラスメント防止等委員会
2025.7.1

相談者

〈学園の構成員〉

- ・教職員
- ・園児
- ・児童
- ・生徒
- ・学園生保護者

〈上記の構成員に代わる親族〉

- ・配偶者
- ・一親等の血族及び姻族

相談

〈相談窓口〉

- ・ハラスメント防止等委員会構成員

報告

ハラスメント防止等委員会

〈ハラスメント防止等委員会構成員〉

- ・学園長(委員長)
- ・中高教頭(1名)
- ・小学校教頭
- ・幼稚園副園長
- ・教職員会推薦教職員(1名)
- ・事務局長
- ・保健室養護教諭(1名)
- ・保護者理事(男女各1名)
- ・学園顧問弁護士

↓ 必要に応じて依頼

〈特命委員〉

- ・各種カウンセラー
- ・当該事案に詳しい学園の構成員

対策案策定

顛末報告

相談事案責任者

- ・理事会
- ・学園長
- ・各学校長
- ・幼稚園長
- ・事務局長

責任者の役割

- ・対策の実行
- ・事案の解決を図る

対象となる事案とは？

〈ハラスメント〉

セクハラ、パワハラ、モラハラ、カスハラなど、性別、社会的身分、信条、年齢、職業、肉体的特徴などの要素、広く人格に関わる言動をとることにより、相手方に不利益や不快感、苦痛を与え個人の尊厳をも損なうことまた暴力を用いて他者を傷つける行為（規程第2条）

ハラスメント防止等委員会の役割

- ・事実関係の確認・調査(必要に応じて)
- ・対策案の検討・策定
- ・事案解決のための仲裁等の協力